



1. 帳簿書類の処分

帳簿書類の保存期間は、租税通則法第147条にてその概要が定められています。年次決算においては、将来発生する書類保管費用についても引当金に計上することが可能です。

2023年12月31日以降、下記の書類の処分が可能です。

10年間の保管期間が定められているもの

- 2013年度以前の帳簿、勘定科目、仕訳帳
- 2013年度及びそれ以前の決算書、状況報告書、事業開始貸借対照表、棚卸表もしくはその関係書類
- 2013年度の請求書、査定書、支払指示書、口座明細、賃金及び給与リスト、旅費清算書、接待費清算書などの帳簿証憑類

6年間の保管期間が定められているもの:

- 2017年度及びそれ以前の給与明細書及び給与書類
- 2017年度及びそれ以前の輸出入関連書類、船積証券、金銭消費貸借や保険等に関わる契約書類、その他商用文書

記帳内容を理解、確認するために重要なすべての書類を保管しておく必要があり、これは紙媒体の書類だけでなく、電子媒体でのデータや文書も同様です。電子データ保管の際には適切な簿記原則を遵守しなければならず、保管期間中のデータへのアクセス、内容の判読、また機械による分析が可能でなければなりません。

電子データで受領した請求書や契約書類、商取引関連書類、その他業務上重要であると思われる関連書類については、受領した際のファイル形式のまま保管することが望ましく(PDF形式で受領したのであればPDF形式のまま保管する等)、保管期間が終了するまで保持することが重要です。

紙の書類をスキャンなどによって電子データ化した場合には、その手続きについても文書化する必要があり、とりわけ原本との整合性や判読可能性、完全性については確保されていなければなりません。

保管期間は、帳簿の場合は記帳が行われた年度、財務諸表や貸借対照表などは作成された年度、商取引関連書類については受領や送付を行った年度の終了時から発生します。

税法上定められている税額確定期限が経過していない場合、帳簿関連書類の処分は認められません(租税通則法第169条及び170条参照)。帳簿関連書類の処分を判断する際には、たとえ法律上処分可能な書類であっても、後々の税務調査や法的措置に必要となるかどうかを確認することが重要です。

2. 経済成長促進法(Wachstumschancengesetz)の可決

長きに渡り審議されてきた経済成長促進法が、2024年3月22日によようやく可決、27日に公布されました。

改めて、経済成長促進法とは「成長機会、投資、イノベーションを強化し、税制の簡素化と税の公平化を図るための法律」の略であり、企業の流動性状況を改善することを目的としています。また、企業が長期的な投資を増やし、起業家的な勇気をもってイノベーションを敢行できるよう、弾みをつけることも意図されています。法案の説明文書には、これは経済の変革を支援し、競争力、成長機会、ビジネス拠点としてのドイツを強化するために重要であると謳われています。

原案より変更があった規則および否決になった規則を一部ご紹介いたします。

所得税法	原案	可決内容 (調停委員会による変更後)
社用電気自動車のプライベート利用	社用電気自動車のプライベート利用時に適用される課税基準:1%ルール、走行記録ルールにおける車両取得費用の限度額が80,000ユーロに引き上げられる。 (現行法:60,000ユーロ)	車両取得費用の限度額は 70,000 ユーロに引き上げられる * 2021年12月31日以降の購入分から適用
定率法による減価償却の一次的導入	コロナウイルス税制支援法で導入された期間限定の定率法による動産の減価償却は期限を2022年12月31日から2023年9月30日までに延長する。 * 取得・製造価格の最大25%償却可能。(ただし、定額法による償却額の最大2.5倍まで) 居住用建造物には6%の定率減価償却が認められる。	2024年3月31日以降2025年1月1日以前 に取得または製造された動産資産にも適用される。 * 取得・製造価格の最大 20% 償却可能。(ただし、定額法による償却額の最大 2倍 まで) 居住用建造物には 5% の定率減価償却が認められる。
投資資産における特別償却額の引き上げ	特別償却額は投資費用の20%まで認められていたが、今後は50%まで引き上げられる。	今後は 40% まで減価償却可能となる。 * 2023年12月31日以降に取得する投資資産に適用される。

所得税法	原案	可決内容 (調停委員会による変更後)
繰越欠損金の引き上げ	所得税、法人税の繰越欠損金の相殺基準限度額は100万ユーロ(夫婦合算申告の場合200万ユーロ)、基準額を超過した分の利益は、その75%まで相殺可能となる。(現行法:60%)	基準額を超過した分の利益は、 70% まで相殺可能となる。 * 2028年からは再び60%が適用
可決とならなかった措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸収入に対する免税限度額(1,000ユーロ)の導入: 導入なし ・ 少額資産の限度額を1,000ユーロに引き上げ: 現行の800ユーロから変更なし ・ 日当非課税額の増額: 増額なし、現行通り 8時間以上24時間未満: 14ユーロ 24時間以上: 28ユーロ ・ 社内イベント費用の1人あたりの控除額を150ユーロに引き上げ: 現行の110ユーロから変更なし 	
売上税法	原案	可決内容 (調停委員会による変更後)
VAT申告の簡易化	前年度のVAT納税額が2,000ユーロを超えない場合、VAT前申告書の提出および事前納付の義務を免除される。 2024年から適用 (現行法:1,000ユーロ)	2025年から適用
小規模事業者のVAT申告	税務署から申告書の提出を求められない限り、今後小規模事業者は原則としてVAT確定申告の提出を免除される。 2023年から適用	2024年から適用

3. 遅延金の合憲性

所得税、法人税、事業税および売上税の追徴および還付金については、租税通則法第233a条に準じ、査定期間終了から起算して15か月後に利息計算が始まり、これまでは月ごとに0.5%の法定利息、年間最大で6%の利息率が定められていました。この利息率については、低金利の継続を鑑みた連邦憲法裁判所が2021年7月8日に年間6%は違憲との判決を下したため、立法府は2019年1月1日まで遡及して利息率を月0.15%に引き下げています。

ただし上記の判決は利息にのみ限定されており、税金の支払いが遅れた際に発生する遅延金についても上記の判決が影響するのか、そもそも遅延金に違憲性はないのかどうかについてはこれまで不明確となっていました。しかし2023年8月から9月の間に下された5つの判決に基づき、連邦財政裁判所はたとえ低金利環境においても、発生した税金の1%を課する遅延金について違憲性はないことを明らかにしました。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH

Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de
Web: <https://wedding-partner.de/japan-desk/>